

精華町立いけたに保育所機械警備業務委託 仕様書

1. 委託業務名

精華町立いけたに保育所機械警備業務委託

2. 業務目的

本件について、業務対象施設の違法不当行為を排除し安全安心で円滑な運営を維持するために、不測の事態（盗難・火災・非常通報等）に対し早期発見が可能な状態を整えることを目的とする。

警備方法は別図のとおり、受託者が施設に設置する警報機器によって伝達された異常の有無を受託者の監視センターで監視を行い、定められた待機所等より警備員を施設に急行させるものとする。

防犯カメラは、入口など施設への侵入路を職員室で監視できるようにするとともに、画像を記録することにより無人となる夜間においても警報機器とあわせて侵入者抑止をはかる。

なお当施設には既に機械警備が導入されているが、新たな契約を締結するにあたって警備機器の新規設置工事が伴うものとする。ただし現行設置機器を引き続き使用できる場合はその限りでない。

3. 委託業務場所

(1) 対象施設

精華町立いけたに保育所

(2) 所在地

京都府相楽郡精華町桜が丘三丁目2番地2

(3) 業務委託期間

令和8年9月1日から令和13年8月31日まで

4. 業務内容（設置機器）

①警備業務

防犯設置機器

・空間センサー（立体型） 3台

火災設置機器

- ・発注者（物件）の火災報知機結線

※警報機器の新規設置工事を行う場合は、受注者にて消防設備士の有資格者を手配し、自動火災報知設備との連動の試験等を行うこと。

非常通報設置機器

- ・非常押しボタン（固定） 9 台
- ・非常押しボタン（携帯式） 3 台

※携帯式非常押しボタンは園庭での使用において通報が可能であること。

②その他設置機器及び工事対応について

- ・フラッシュライト 1 台
- ・廊下及び職員室・各教室等から目視できる配線（露出配線）は極力行わないこと。

③防犯カメラ業務

- ・設置機器等
- ・カメラ 4 台
- ・ハードディスクレコーダー 1 台
- ・モニター 1 台

（１）防犯カメラの種類

夜間でも撮影できるタイプのものを使用し、防犯カメラ本体から10mほど赤外線照射できる機能を有するもの又は同等以上のもの。

（２）ハードディスクレコーダーの種類

1 秒 3 コマの記録で 8 日間以上記録できること。

（３）モニターの種類

1 7 型以上を設置すること。

※機器設置位置については「別図 機械警備業務図面（いけたに）」を参照。

④保守業務

発注者の過失、自然災害による故障を除き、修理については受託者にて責任をもって無償で行うこととする。

（ハードディスクを含む）

5. 業務内容（提供内容）

（1）防犯提供業務要領

警報機器が侵入異常を感知した場合、監視装置にて受託者の監視センターに異常信号を送信、監視センターにて受信後、直ちに警備業法の定めにより警備員を施設に到着させなければならない。また警報機器・監視装置は早期異常発見を目的とする。断続信号（複数・二重信号）を感知・送信機能を有するものとし、監視センターが受信した場合、警察へ（必要に応じ施設管理者等へ）の通報も同時に行い、被害の未然防止・拡大防止に努めなければならない。

- ・ 警備エリアについては、施設内の一括警備とし、セット・解除の操作部を警備エリア外に設置する場合、破壊等の異常信号を検知出る機能を有したものとする。
- ・ 操作する警備キーについては、接触式又は非接触式の警備キーとする。万一紛失した際は個別で抹消する必要がある、警備キー毎に個別番号を記載されており、複製が困難であるものとする。又、受託者にて操作された警備キーの番号等の記録を行い、必要に応じて提出できるように記録保存出来る策を講じておくこと。尚、カード初期提供枚数については10枚とする。
- ・ 信号送出する回線を切断された場合、受託者監視センターで異常監視のできるシステムとすること。
- ・ 受託者警備員の待機所
京都府公安委員会に届出を行い、24時間警備員を常駐させる事の出来る待機所を設け、警備員1名以上配置を行い、即応体制を整えること。

（2）火災異常提供業務要領

- ・ 警報機器又は火災報知設備によって火災異常を感知した場合、監視装置にて受託者の監視センターに異常信号を送信、監視センターにて受信後直ちに警備員を施設に到着させなければならない。火災の場合は併せて管轄の消防署へ通報を行い、拡大防止に努めなければならない。
- ・ 24時間監視すること。

（3）非常通報提供業務要領

非常通報ボタンを異常事態発生時操作することにより、受託者の監視センターにて受信後直ちに警備員を施設に出動、必要に応じて警察機関へ通報を行なうものとする。

（4）防犯カメラ提供業務要領

防犯カメラは、入口など施設への侵入路を職員室で監視できるようにする

とともに、画像を記録することにより無人となる夜間においても警報機器とあわせて侵入者抑止をはかる。

(5) 設置機器保守管理業務要領

- ・ 異常警報の際は適宜点検を行うこと、また、各警報機器が円滑に作動できるよう管理すること。また、故障等の不具合により警備機器の修理・交換作業を行なう際は、発注者に対し事前通知を行い、受注者にて責任をもって行うこととする。
- ・ 警備機器及び監視装置は、発生した異常事態を監視センターへ自動的に通報する機能を有するものとする。また、当該通報に関わる通信回線については、発注者及び受注者それぞれが通信回線を確保することにより二重回線構成とし、バックアップ機能を確保することで、停電や断線等の不測の事態に備えるものとする。

6. その他

- (1) 契約締結日から警備開始日までは、機器設置工事など正常に警備を行うための準備期間とする。
- (2) 前(1)項の準備期間において、受注者の責による施設内の設備機器及び現行警備機器への損害は、全て受注者が賠償するものとする。
- (3) 毎月の警備料金は、入札提示価格を60か月で分割した月額に消費税を含んだ額を、毎月定額で支払うものとする。なお同料金は令和8年9月1日より発生するものとする。
- (4) 当施設には既に機械警備が導入されており、新規契約締結にあたって既存の警備機器は引き続き使用する事が出来るものとする。ただし、その際に生じる事象については受注者が一切の責任を負うものとする。なお、既存機器を流用する場合に生じる変更については変更契約の対象外とする。
- (5) 新たな機器を設置し現行の警備機器を撤去する場合、警備に空白の期間が発生しないよう現行機器設置業者と調整し、計画的な設置工事を行うこと。また機器取付後は必ず監督員立会いの下性能試験を実施すること。
- (6) 前(5)項の新規設置工事及び性能試験完了までの作業は、8月31日までの期間に行うこととする。なお、機械警備開始日である9月1日までの工事が間に合わない場合は、工事が完了し機械警備が開始出来るまでの間の警備は受注者が責任をもって行うこと。なお、本件における設計変更は行わないものとする。
- (7) 機械警備業務を行うにあたり受託者は警備業法を遵守し、異常信号受信後は25分以内の到着を厳守すること。また発注者に待機場所を明示した書類

を提出すること。

- (8) 受注者は本業務の遂行中、受注者の責により生じた発注者の損害については、発注者に対してその損害を賠償するものとする。なお、損害賠償における限度額は1事故につき対人賠償、対物賠償併せて10億円とする。
ただし、重大事故等の発生についてはその限りではないものとする。
- (9) 警備計画は、警備仕様書に明記した内容以上の性能を有すること。
- (10) 契約期間満了時に、機器撤去が発生した場合の費用は受注者負担とすること。